陳 情 文 書 表

令元陳情第 9 号		令和元年11月22日受理
件 名 私学助成の拡充のため国に意見書の提出を求める陳情		
横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階 陳 情 者 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正利		
陳 情 の 要 旨		

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学費負担に任されています。

2010年度実施、2014年度拡充の就学支援金制度と2014年度 実施の「奨学のための給付金」により、私立高校の学費の公私間格差は一 定程度是正されました。さらに2017年度からは、国による私立小中学 校に通う児童生徒に対する授業料補助制度が新設されました。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で初年度納付金約61万2千円、入学金を除いても年額約44万8千円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る「学費の自治体間格差」も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。

2017年度、政府は私立高校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これを前提に、いくつかの自治体で授業料減免制度を改善する動きがありました。しかし財源の格差により制度の変わらない自治体も多く残されています。「学費の自治体間格差」解消のため、2020年の「私立高校の授業料無償化」を確実に実施することが強く求められます。

また、2017年度から5年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、2018年度から必要以上に個人情報を問いただすなど申請手続きが煩雑化され、申請数が減少したことにより、2019年度は予算が削減されるという、設立趣旨に反する事態となっています。

1975年に私立学校振興助成法が制定された際に、国の補助率をできるだけ速やかに2分の1とするように求める附帯決議がなされました。しかし、現状は3分の1程度にとどまっています。2012年には国はそれまで留保していた国際人権規約の無償化条項に対して留保撤回しました。諸外国に対して教育の無償化を宣言した形ですが、OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金制度を拡充させる議論が求められます。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上を図るために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成費補助金の大幅拡充は当然の方向であり、強く求められるところです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私 学助成の一層の充実を図るように、次の事項について、地方自治法第99 条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を図ること。